

職員定数条例

昭和41年10月11日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、職員の定数について定めることを目的とする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、23人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。